

# 告示

## 埼玉県告示第四百八十号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年五月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項金額の欄中「四、八九〇円」を「五、三八〇円」に、「五、二二〇円」を「四、九〇〇円」に、「一一、〇八〇円」を「一〇、二六〇円」に、「五、二二〇円」を「四、八三〇円」に、「九、六〇〇円」を「九、二六〇円」に、「九、〇六〇円」を「九、〇七〇円」に、「五、九〇〇円」を「五、九二〇円」に、「六、〇二〇円」を「六、〇五〇円」に、「六、七七〇円」を「六、七九〇円」に、「四、二六〇円」を「四、二二〇円」に改め、同項中

核（BCG）

一回につき

六、八五〇円

結核（B

CG）

一回につき

九、〇七〇円

に改め、同項金額の欄

中「五、〇四〇円」を「五、〇六〇円」に、「二、六八〇円」を「二、七〇〇円」に、「八、七八〇円」を「七、六六〇円」に、「二六、二二〇円」を「二六、二四〇円」に、「一六、八五〇円」を「一五、六六〇円」に、「七、七九〇円」を「七、八一〇円」に、「八、七三〇円」を「八、一〇〇円」に、「二〇、九三〇円」を「二〇、九五〇円」に改め、同項中

B型肝炎

一回につき

六、二二〇円

を

B型肝炎

一回につき

五、九一〇円

に改め、同項金額の欄中「一五、四二〇円」を「一五、四四〇円」

に改め、同項中  
 ヒトパピローマ（子宮頸がん・  
 組換え沈降四価ヒトパピローマ  
 ウイルス様粒子ワクチン）

ヒトパピローマ（子宮頸がん・  
 組換え沈降四価ヒトパピローマ  
 ウイルス様粒子ワクチン）

一回につき

一六、七五

〇円

を

ヒトパピローマ（子宮頸がん・  
 組換え沈降四価ヒトパピローマ  
 ウイルス様粒子ワクチン）

一回につき

一六、七六〇円

ヒトパピローマ（子宮頸がん・

一回につき

二六、一一〇円

」

組換え沈降九価ヒトパピローマ  
ウイルス様粒子ワクチン)

に改め、同項金額の欄中「八、〇六〇円」を「七、七九〇円」に、「六、一一〇円」を「六、一二〇円」に、「九、五三〇円」を「八、五九〇円」に、「二三、〇一〇円」を「二三、一〇〇円」に改める。